

各 病 院 長 } 様
各保健・医療・福祉関係団体の長 }

島根県健康福祉部長
(健康福祉総務課)



同和問題をはじめとする人権問題への取り組みについて (依頼)

平素から健康福祉行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、同和問題をはじめとする人権問題については、国や市町村、関係団体等との連携のもとに、その解決に向けて取り組んでいるところでありますが、依然として多くの課題が残っております。

この解決のためには、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解することができるような人権感覚を身に付け、県民すべてが差別撤廃に向けて、それぞれの立場で主体的な取り組みを行うことが重要です。

多くの県民と接する機会の多い保健・医療・福祉関係者の方々におかれましては、常日頃から同和問題をはじめとする人権問題について、正しい理解と認識を深めていただくことが重要であり、下記事項について、より一層の取組強化を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本依頼を貴会管下団体及び会員にも広く周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 人権教育の取組強化

差別意識の解消を図るにあたっては、正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨くことが重要であり、各団体で取り組まれてきた研修等について、その内容や手法に一層の創意工夫を加え、人権教育・啓発をより一層推進していく必要があります。

2 差別のない公正な採用選考

職員の採用にあたっては、応募者の基本的人権を尊重するとともに、応募者本人の適正と能力のみで選考を行うべきであります。

就職差別をなくすため、履歴関係書類については、新規高等学校卒業予定者には「全国高等学校統一応募用紙」が定められ、それ以外のものを使用したり求めてはならないこととされており、一般の応募者には J I S 規格の履歴書を使用することとなっています。

また、面接においては、本来自由であるべきこと（宗教、支持政党、生活信条等）や本人の責任のないこと（本籍、出生地、家族の職業・学歴・収入、資産、住居等）は質問しないことになっています。

3 えせ同和行為の排除

えせ同和行為（同和問題を口実にして高額な図書を売りつけたり、不当な寄付を募ったりする行為）の横行は、同和問題に対する誤った意識を増幅し、同和問題の解決を著しく阻害するものであり、これらの行為は排除すべきものであります。

4 参考資料

島根県人権同和対策課のホームページから次の参考資料（PDFファイル）を印刷・ダウンロードしていただけますので、ご活用ください。

- ・島根県人権施策推進基本方針 ～人権教育・啓発の推進のために（概要版）～
- ・同和問題の解決のために ～排除しよう えせ同和行為～

島根県人権同和対策課ホームページアドレス

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/>

担 当 者

島根県健康福祉部健康福祉総務課

曳野晃夫（ひきのあきお）

TEL：0852-22-6174

FAX：0852-27-6317

hikino-akio@pref.shimane.lg.jp